

# 遺言執行者さまがお手続される場合

## 必要書類

相続のお手続にあたって、お客さまにご準備いただきたい内容は次の通りです。  
そろっている書類は「準備」欄にチェックを入れてください。  
「戸籍謄本」「印鑑登録証明書」「遺言書」などは原本提示が必要となります。  
書類を確認させていただき、コピーをとってお戻しします。

| No. | 書類など   | 準備                       | 入手先  |
|-----|--|--------------------------|--|
| 1   | <b>法定相続情報一覧図の写し（原本）</b><br>（法務局の発行する認証文付きの書類）<br>⚠️ 作成日より1年以内のもの<br><br>または、 <b>お亡くなりになった方の戸籍謄本（原本）</b><br>「お亡くなりになった方の死亡が確認できるもの」をご準備ください。<br>⚠️ 発行日より1年以内のもの | <input type="checkbox"/> | 法定相続情報一覧図：<br>法務局・地方法務局<br><br>戸籍謄本：市区町村役場 |
| 2   | <b>遺言執行者さまの印鑑登録証明書（原本）</b><br>⚠️ 発行日より6か月以内のもの   | <input type="checkbox"/> | 市区町村役場                                     |
| 3   | <b>遺言執行者さまの実印</b>  | <input type="checkbox"/> | お客さま                                       |
| 4   | <b>遺言書または遺言書情報証明書（いずれも原本）</b><br>公正証書遺言の場合は、遺言書謄本の原本をご準備ください。  | <input type="checkbox"/> | お客さま                                       |
|     | <b>検認済証明書（原本）</b><br>自筆証書遺言・秘密証書遺言の場合は、家庭裁判所での検認後に、ご準備ください。<br>なお、遺言者が自筆証書遺言書保管制度を利用しており、自筆証書遺言に代えて遺言書情報証明書をご提出いただく場合は、検認は不要となります。                             | <input type="checkbox"/> | 家庭裁判所                                      |
|     | <b>遺言執行者選任審判書謄本（原本）</b><br>家庭裁判所で遺言執行者が選任されている場合は、家庭裁判所での選任後に、ご準備ください。   | <input type="checkbox"/> | 家庭裁判所                                      |
| 5   | <b>相続に関する依頼書（当行所定の書類）</b><br>「相続に関する依頼書」の記入例に沿って、必要事項をご記入ください。   | <input type="checkbox"/> | 相続オフィスまたは当行本支店窓口                           |
| 6   | <b>お亡くなりになった方の通帳・証書・キャッシュカード等</b><br>お手続される預金口座通帳、証書類、キャッシュカード、貸金庫の鍵等をご準備ください。   | <input type="checkbox"/> | お客さま                                       |
| 7   | <b>印鑑届（当行所定の書類）</b><br>預金等を「名義変更」で相続される場合は、新たな名義人さまが最寄りの店舗にご来店いただき、必要事項を記入された「印鑑届」をご準備ください。  | <input type="checkbox"/> | 当行本支店窓口                                    |

※お亡くなりになった方が、外貨預金、投資信託、公共債、ローン等をお持ちの場合は、別途書類が必要となる場合がございます。